

「(株)小松製作所と災害復旧工事における建設機械無償貸与期間延長に係る変更協定を締結しました」

(株)小松製作所では、東日本大震災に係る被災地復興支援として、自治体向けに建設機械等の無償貸与を行っており、本県においても、本年4月1日に土木部長と(株)小松製作所国内販売本部長とで、本年9月30日を期限として建設機械の無償貸与協定を締結し、県や市町村の応急復旧工事や瓦礫撤去等で活用しているところです。

この建設機械無償貸与について、県の港湾事務所や市町村から、10月以降も継続して利用したいとの要望が強く、(株)小松製作所からのご厚意もあり、期間を6ヶ月間延長し、平成24年3月31日までとすることとなり、期間延長に係る変更協定の調印式を執り行いました。

調印式では、(株)小松製作所から建機マーケティング本部東北オペレーション室の塩坂室長、コマツ茨城(株)から豊崎会長、豊崎社長、押野専務に御出席いただき、県からは後藤土木部長、宮本技監兼検査指導課長、柳原港湾経営室長が出席しました。

その中で、後藤土木部長は「東日本大震災からの復旧工事に際して、本年4月1日に、建設機械の無償貸与に関する協定を締結させていただき、本当にありがとうございます。今回、6ヶ月間の貸与期間の延長をしていただき、復旧工事がますます円滑かつ迅速に行うことが出来ると期待しております。」とあいさつし、塩坂室長は「社内にある建設機械を震災復旧に有効に使ってほしい。今後も協力していきたい。」と述べられました。



【協定の握手を交わす後藤土木部長（左）と塩坂東北オペレーション室長】